

井原市事業承継推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、円滑な事業承継を促進することを目的として、事業承継計画を作成し、計画性をもって事業承継に取り組む中小企業者に対し、予算の範囲内で井原市事業承継推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市の特色である製造業を中心とした産業を積極的に支援し、事業の効率化と経営の安定を図り、将来に向けた事業の継続を促すものであり、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げるもので、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち、大分類に規定する農業、林業、漁業、医療及び福祉を除くものをいう。ただし、個人事業主にあっては収入の2分の1以上が事業に係る収入であるものをいう。
- (2) 後継者 事業承継をする中小企業者における代表者の配偶者、2親等以内の直系卑属若しくはその配偶者、弟妹若しくは兄弟姉妹の配偶者又は事業承継する中小企業者に1年以上雇用されている従業員若しくは事業承継する中小企業者の役員であるもので、事業を承継し、新たに代表者となるものをいう。ただし、代表者の年齢を下回り、第6条に規定する認定申請時の年齢が60歳以下の者に限る。
- (3) 事業承継 法人の場合は、代表者の変更登記、個人事業主の場合は、税務署へ提出する個人事業の開業・廃業等届出書に基づく廃業及び後継者の開業を5年度以内に行うものをいう。
- (4) 支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項に基づく認定経営革新等支援機関で、岡山県事業承継ネットワークに対し専門家派遣を要請し、中小企業者が作成した事業承継計画書を確認、精査し、事業承継を完了するまで支援を行うものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる中小企業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内の事業所を商業登記簿に本店登記している法人又は市内に住所及び有人の事業所を有する個人事業者で、第6条に規定する認定申請時点で3年以上市内において事業を行っている事実があり、事業承継完了後も後継者が事業を続ける意思のあること。
- (2) 事業承継に係る様々な課題解決に向け、支援機関の支援を受けることができるこ。
- (3) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不適当と認める者でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、事業承継に係るものほか、事業の効率化、経営の安定につながるものとし、別表第1に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の団体又は他の制度による市からの補助を受けている事業は、対象外とする。
- 3 補助対象事業の実施は、第7条に規定する認定を受けた年度を含め、連続する5年度を限度とする。
- 4 補助の対象となる備品購入費の単価は100,000円以上とし、汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないものは、補助対象外とする。

(補助金額)

第5条 交付する補助金の額は、別表第1に規定する事業の種類に応じ補助対象経費に同表で定める補助率を乗じた額で、一交付対象者につき同表に定める補助限度額を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

- 2 別表第1中(2)に掲げる事業の補助金の額は、事業承継の完了までの別表第1中(1)に掲げる事業に関する総補助対象経費から総補助額を減じた額が500,000円を下回る場合は、その額を上限額とする。

(認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下本条から第8条までにおいて「認定申請者」という。）は、井原市事業承継推進補助金事業認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業承継計画書（様式第2号）
- (2) 事業承継計画確認書兼支援確約書（様式第3号）
- (3) 個人事業主にあっては、事業承継を開始する年の前年の確定申告書第一表の写し（収受日付が確認できるもの。確定申告の義務がない場合は、住民税の申告書類の控で代替することができる。）
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(認定等)

第7条 市長は、認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるとときは、認定の決定を行い、井原市事業承継推進補助金事業認定通知書（様式第4号）により、不認定と決定したときは、井原市事業承継推進補助金事業不認定通知書（様式第5号）により、それぞれ認定申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による認定は、一中小企業者につき1回限りとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定による認定通知を受けた認定申請者（以下「認定者」という。）が、認定に係る事業承継計画の内容を変更しようとするときは井原市事業承継推進補助金事業変更認定申請書（様式第6号）（以下「変更認定申請書」という。）を、事業承継を中止しよう

とするときは井原市事業承継推進補助金事業承継中止届出書（様式第7号）（以下「中止届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるとときは、変更認定を行い、認定者に井原市事業承継推進補助金事業変更認定通知書（様式第8号）を交付するものとする。
- 3 中止届出書を市長が受理したときは、前条の規定による認定通知は、その効力を失うものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による認定又は前条第2項の規定による変更認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定による変更の手続によることなく、認定内容を変更したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。

（交付申請）

第10条 別表第1中(1)に掲げる補助金の交付を受けようとする認定者（以下「交付申請者」という。）は、井原市事業承継推進補助金交付申請書（様式第9号）（以下「交付申請書」という。）に、別表第2に掲げる書類を添付し、年度ごとの1月31日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する交付申請は、一年度につき1回限りとする。

（交付決定等）

第11条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるとときは、交付の決定を行い、井原市事業承継推進補助金交付決定通知書（様式第10号）により、不交付と決定したときは、井原市事業承継推進補助金不交付決定通知書（様式第11号）により、それぞれ交付申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業完了後、速やかに井原市事業承継推進補助金実績報告書（様式第12号）に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、適正であると認めたときは、補助金額を確定し、井原市事業承継推進補助金額確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、井原市事業承継推進補助金請求書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。
- 3 別表第1中(2)に掲げる補助金は、第16条に規定する井原市事業承継推進補助金事業完了報告書の受領後に交付する。

(事業承継の中間報告)

第15条 補助事業者は、事業承継が完了するまでの間は年度ごと、翌年度の5月31日までに、井原市事業承継推進補助金事業実施状況報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

(事業承継の完了)

第16条 補助事業者は、事業承継を完了後、速やかに井原市事業承継推進補助金事業完了報告書（様式第16号）に、法人の場合は、履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は、税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写しを添付し市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 計画期間内に事業承継を完了しないとき。ただし、災害等により事業の継続が困難となつた場合や不慮の事故等による死亡や病気等で健康上の問題が生じた場合など、市長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、井原市事業承継推進補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により承認した財産処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。
- 3 前2項の規定は、交付の決定及び交付額の確定を受けた年度の終了後から、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間において適用する。

(見直し)

第20条 市長は、この要綱の施行後3年ごとに、当該事業の有効性について確認し、検証し、及び見直すものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の井原市事業承継推進補助金交付要綱第7条の規定により、認定を受けている者に対する補助限度額の規定の適用については、改正後の井原市事業承継推進補助金交付要綱別表第1(1)の項補助限度額の欄中「1, 000, 000円」とあるのは「2, 000, 000円」とする。

別表第1（第4条関係）

| 補助対象 事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助 限度額 |
|--------------|---|-------------|--------------|
| (1) 施設整備 | ・建造物整備費　・設備整備費 ・備品購入費（自動車やパソコンなど汎用性の高いものは除く） ・事業用資産の解体及び処分費 ・事業用資産の移転及び移設費 | | |
| 土業等報酬 | ・手続を専門家に依頼した報酬又は委託料 ・公証人手数料（旅費・日当含む） | 2/3 以内 | 1, 000, 000円 |
| 販路開拓 広告宣伝 | ・販路開拓や自社PRのための広告宣伝費 (旅費、市場調査費、広告費、会場借上料、外注費、委託費) | | |
| 研修費 | ・技術技能取得のための受講費及び事業に関する資格免許取得費（旅費含む） | | |
| (2) 嘉勵金 | ・奨励金 | 10/10 以内 | 500, 000円 |

別表第2（第10条関係）

| 補助対象 事業 | 補助対象経費 | 添付書類 |
|------------|--|--|
| (1) 施設整備 | ・建造物整備費　・設備整備費 ・備品購入費 ・事業用資産の解体及び処分費 ・事業用資産の移転及び移設費 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容及び積算内容を確認できる書類 ・施設設備においては実施箇所の写真（備品購入費を除く） ・個人事業主にあっては、前年の確定申告書第一表の写し（收受日付が確認できるもの。確定申告の義務がない場合は、住民税の申告書類の控で代替することができる。） ・市税完納証明書 ・その他市長が必要と認める書類 |
| | ・手続を専門家に依頼した報酬又は委託料 ・公証人手数料（旅費・日当含む） | |
| | ・販路開拓や自社 PR のための広告宣伝費（旅費、市場調査費、広告費、会場借上料、外注費、委託費） | |
| | ・技術技能取得のための受講費及び事業に関する資格免許取得費（旅費含む） | |
| (2) 嘉励金 | ・嘉励金 | — |

別表第3（第12条関係）

| 補助対象 事業 | 補助対象経費 | 添付書類 |
|------------|--|---|
| (1) 施設整備 | ・建造物整備費　・設備整備費 ・備品購入費 ・事業用資産の解体及び処分費 ・事業用資産の移転及び移設費 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容及び積算内容を確認できる書類 ・支払が確認できる書類 ・実施箇所の写真 ・その他市長が必要と認める書類 |
| | ・手続を専門家に依頼した報酬又は委託料 ・公証人手数料（旅費・日当含む） | |
| | ・販路開拓や自社 PR のための広告宣伝費（旅費、市場調査費、広告費、会場借上料、外注費、委託費） | |
| | ・技術技能取得のための受講費及び事業に関する資格免許取得費（旅費含む） | |
| (2) 嘉励金 | ・嘉励金 | — |